

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書(案)

日本共産党前橋市議団

再審は無実の人が救済される最後の砦である。無実の人がある日突然犯人にさせられ、法による制裁を受け自由が奪われることをなくさなければならない。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんは、第 1 審の無罪判決が覆され半世紀以上獄中から無実を叫び続け 89 歳で獄中死した。

えん罪はあってはならないと誰もが認めることでありながら後を絶たない。2010 年の足利事件に始まり、布川事件、東電女性社員殺人事件、東住吉事件に至るまで無期懲役の事件の再審無罪が確定し、2019 年に松橋事件、2020 年の湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定した。また、昨年 8 月 27 日東京高裁が布川事件のえん罪事件に対する国家賠償裁判で、警察、検察の取り調べを違法として原告の訴えを全面的に認めた判決が出され確定した。袴田事件、大崎事件、日野町事件などでも再審の開始決定が出されている。

無実の人を犯罪者にしない制度の確立が求められており、「再審法改正をめざす市民の会」が 2019 年 5 月に結成され、日本弁護士会も同年 10 月、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」をあげている。

現在の再審規定は、刑事訴訟法に 19 か条あるのみで、戦前の旧刑事訴訟法の条文が残り、具体的な解釈や運用が裁判所の判断にゆだねられているため、裁判官による「審理の格差」が生じる結果を招き、刑事被告人の権利などが法的に守られているとは言い難い状況にある。

よって、国に対し、誤った有罪判決を受けた無実の人を迅速に救済するため、下記のとおり刑事訴訟法の再審規定の改正を行うことを求める。

記

- 1 裁判所の開示決定が出されるまで捜査段階で集めた証拠を全面開示しないまま裁判を続けることのないように、再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示をするための法整備を行うこと。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立てがいたずらにを行わないよう法整備を行うこと ~~れることのないように制限を加えること。~~

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。